

城里町ななかいかども園 病後児保育の対象となる病気と回復期の考え方

対象となる病気等

- ① 風邪、消化不良（多症候性下痢）等、お子さんが日常かかる病気
- ② 風疹等の伝染性の疾患で、医師が感染の心配はないが集団生活は難しいと判断したとき
- ③ 喘息等の慢性疾患
- ④ 熱傷等の外傷性の疾患



伝染性の疾患における保育利用の目安

	病後児保育	通常保育
風邪	回復傾向がみられたら	回復したら
インフルエンザ、新型コロナ	解熱して2日目から症状の回復傾向がみられたら	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
おたふく風邪（流行性耳下腺炎）	発症後3日を経過し、症状の回復傾向がみられたら	腫れがひいて、全身状態が良好であること（発症した後5日を経過してから）
手足口病	発症後1日目から（熱が37.5℃以下）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れること
プール熱（咽頭結膜炎）	解熱して症状の回復傾向がみられたら	主症状（熱が下がって喉の痛みなどがなくなった）消退後2日を経過してから
ヘルパンギーナ	解熱して症状の回復傾向がみられたら	熱が下がって、口腔内の痛みがなくなるまで
溶連菌感染症	抗生剤を飲み始めて24時間以上経過してから	抗生剤を飲み始めて、24～48時間以上過ぎて、全身状態が良いこと
りんご病（伝染性紅斑）	希望があれば	頬が赤くなったときは、すでにうつる時期が過ぎているので登園してもいい
細菌性胃腸炎（サルモネラなど）	嘔吐や下痢の症状が落ち着いたら	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められたとき
ウィルス性胃腸炎（ノロ・ロタ）		
上記の病気以外		

※回復期…医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団生活が困難な状態。